

肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付申請に係る診断書(新規)

フリガナ 患者氏名	性別		生年月日(年齢)	
	男・女	明 昭 大 平	年 月 日 生	(満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ( )			
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名	
過去の治療歴	該当する項目にチェックする。 <input type="checkbox"/> 1. インターフェロン治療歴あり。 (1. にチェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む) ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 (中止・再燃・無効) イ. ペグインターフェロン、リバビリンおよびプロテアーゼ阻害剤(薬剤名: ) 3剤併用療法 (中止・再燃・無効) ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載: )			
検査所見	今回の治療開始前の所見を記入する。(記載日前6か月以内(ただし、治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。) 1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: KIU/ml、LogIU/ml、その他 _____ ) (測定方法: TMA法・PCR法・その他 _____ ) (2) ウイルス型 セロタイプ(グループ)1・セロタイプ(グループ)2 (該当する方を○で囲む。) 2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l ALT _____ IU/l 血小板 _____ /ul ヘモグロビン _____ g/dl 好中球 _____ μl プロトロンビン活性値 _____ % (INR: ) 血清アルブミン値 _____ g/dl クレアチニン値 _____ mg/dl eGFR _____ (ml/分/1.73m <sup>2</sup> ) 3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見: ) 4. (肝硬変症の場合) Child-Pugh 分類 右表の当てはまる項目を全て○で囲み点数を記入する。 _____ 点			
耐性変異の測定	ダクルインザ錠+スンベプラカプセル及びヴィキラックス配合錠(セロタイプ1)を使用する場合は、測定をお願いします。 5. <input type="checkbox"/> 薬剤耐性変異測定結果(実施した場合はチェックし、その結果について、該当するものを○で囲む) (所見: 耐性なし、L31、Y93、D168、その他( ) )			
診断	該当番号を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる) ※Child-Pugh分類Aに限る			
肝がんの合併	肝がん 1. あり(治療中を含む) 2. 治癒後 3. なし			
治療内容	セロタイプ(グループ)1 薬剤名 : 1.ダクルインザ錠+スンベプラカプセル 2. ハーボニー配合錠 3. ヴィキラックス配合錠 4. エレルサ錠+グラジナ錠 5. ジメンシー配合錠 6. ( ) セロタイプ(グループ)2 薬剤名 : 1. ソバルディ錠+リバビリン 2. ヴィキラックス配合錠+リバビリン(レバトールカプセル) 3. ( ) 治療予定期間 12・16・24 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)			
治療上の問題点				
診断書作成に係る資格の確認	直近の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合は、以下のいずれかにチェックが必要 <input type="checkbox"/> 1. 日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 2. 群馬県で開催された肝炎治療講習会を受講している。( 受講証番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> )			
医療機関名及び所在地	記載年月日 平成 年 月 日			
	医師氏名			印

Score	1	2	3
脳症	なし	Grade1-2	Grade 3-4
腹水	なし	軽度	中等度
Bil (mg/dl)	< 2.0	2.0-3.0	> 3.0
Alb (g/dl)	> 3.5	2.8-3.5	< 2.8
PT(%)	> 70%	40-70%	< 40%

Grade A: 5-6点  
Grade B: 7-9点  
Grade C: 10-15点

(注)  
 1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。  
 2. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。

## 認 定 基 準

### 1. B型慢性肝疾患

#### (1) インターフェロン治療について

HBe抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの(ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HBe抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。)

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

#### (2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

### 2. C型慢性肝疾患

#### (1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2.(2)に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかったものに限る。また、インターフェロンフリー治療に係る治療歴のないものとする。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

※3 上記に対する助成の申請にあたっては、直前の抗ウイルス治療として、インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合、原則として群馬県が開催する肝炎治療講習会等を受講した医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、他県の医療機関に籍を置く医師については、この限りではない。

①これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

②これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

#### (2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2.(1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、原則1回のみ助成とする。ただし、テラプレビルを含む3剤併用療法の治療歴のある者については、担当医によりシメプレビルを用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合、改めて助成の対象とすることができる。

※3 テラプレビルを含む3剤併用療法への助成については、日本皮膚科学会皮膚科専門医(日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。)と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

※4 上記に対する助成の申請にあたっては、直前の抗ウイルス治療として、インターフェロンフリー治療に係る治療歴がある場合、原則として群馬県が開催する肝炎治療講習会等を受講した医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。ただし、他県の医療機関に籍を置く医師については、この限りではない。

#### (3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、原則1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療及びペグインターフェロン、リバビリン、プロテアーゼ阻害剤3剤併用療法に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、原則として日本肝臓学会肝臓専門医又は群馬県が適当と認める医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に勤務する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、日本肝臓学会肝臓専門医又は群馬県が適当と認める医師が「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」を作成すること。